

認定基準の変更について

令和4年2月20日より、以下の区域は認定ができませんのでご注意ください。

※区域の詳細については富士市の防災マップ及び静岡県GISをご覧ください。

認定不可	地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地崩壊防止工事の技術基準に基づく工事）が施行された区域で、安全と認められる敷地は除く。）
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

問い合わせ

富士市役所 都市整備部 建築土地対策課

電話番号 0545-55-2791